

指定訪問介護サービス等重要事項説明書

第1章 総 則

指定訪問介護サービス又は介護保険法に基づく第1号訪問事業(倉敷市介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「倉敷市総合事業」と言います)における訪問型独自相当サービス)の提供にあたり、医療法人高志会(以下、「事業者」と言います)が、ご利用者に説明すべき事項は、次のとおりです。

第1条(サービスの目的)

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、ご利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、指定訪問介護サービス(以下、「訪問介護サービス」と言います)又は倉敷市総合事業における介護予防訪問介護相当サービス(以下、「訪問型独自相当サービス」と言います)を提供します。

第2章 事業者概要

第2条(法人の概要)

- | | |
|---------------|---|
| (1) 法人名 | 医療法人 高志会 |
| (2) 法人所在地 | 岡山県倉敷市玉島乙島6108-1 |
| (3) 代表 | 理事長 柴田 豊文 |
| (4) 法人の行う他の事業 | 病院(医療療養病床、介護療養病床)、訪問看護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、短期入所療養介護、居宅介護支援、地域密着型通所介護、介護予防通所介護相当サービス |

第3条(サービスを提供する事業所の概要)

事業所名	柴田病院訪問介護事業所
所在地	岡山県倉敷市玉島乙島6034-1
電話番号	(086)526-2969
FAX番号	(086)526-2963
介護保険事業所番号	倉敷市 第3370204202号
通常の事業実施地域	倉敷市、浅口市(金光町、鴨方町に限る) (上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談下さい)
営業日時	月曜日～土曜日(午前9時から午後5時)
休業日	日曜、祝祭日、お盆(8/13～8/15)、年末年始(12/31～1/3)

第4条(同事業所の職員体制)

	資格	人数等
管理者	介護福祉士	常勤 1名 (サービス提供責任者と兼務)
サービス提供責任者	介護福祉士	常勤 1名 (管理者と兼務)
訪問介護員等	介護福祉士	サービス提供責任者を含む 2.5名以上
	訪問介護員養成研修1級課程修了者	
	訪問介護員養成研修2級課程修了者	
	介護職員初任者研修課程修了者	

第3章 サービス内容

ご利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画又は介護予防ケアマネジメントが作成されている場合には、それを踏まえて訪問介護計画又は介護予防訪問介護相当サービス計画に定められます。

第5条(身体介護サービス)

- 通院介助 …… 通院の介助を行います。
- 体位変換 …… 体位の変換を行います。
- 入浴介助 …… 入浴の介助及び入浴が困難な方は体を拭く(清拭)などします。
- 排泄介助 …… 排泄の介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助 …… 食事の介助を行います。
- 更衣介助 …… 更衣の介助を行います。

第6条(生活援助サービス)

- 買物 …… ご利用者の日常生活に必要となる物品の買物を行います。
(預金、貯金の引出しや預入れは行いません。)
- 調理 …… ご利用者の食事の用意を行います。
(ご家族様用の調理は行いません。)
- 掃除 …… ご利用者の居室の掃除を行います。
(ご利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)
- 洗濯 …… ご利用者の衣類等の洗濯を行います。
(ご家族様分の洗濯は行いません。)

第7条(複合型サービス)

身体介護と生活援助を組み合わせた場合のサービスです。

第8条(サービス従事者)

1. 「サービス従事者」とは、訪問介護員等、事業者が訪問介護サービス又は介護予防訪問介護相当サービスを提供するために使用する者を言うものとします。
2. 前項において「訪問介護員」とは、介護福祉士及び訪問介護員養成研修1・2級課程修了者並びに介護職員初任者研修課程を修了した者とします。
3. サービスの提供にあたっては、事業者が選任した訪問介護員がサービスを行います。ご利用者及びご家族が訪問介護員を指名することはできません。また、事業者の都合により訪問介護員を交代することがあります。
4. ご利用者及びご家族が、選任された訪問介護員の交代を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情、その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交代を申し出ることができます。
5. 事業者は、訪問介護員の交代により、ご利用者及びご家族に対して、サービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

第9条(サービスの実施)

1. ご利用者及びご家族は、定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。
2. 訪問介護サービス又は介護予防訪問介護相当サービスの実施に関する指示・命令は全て事業者が行います。ただし、事業者は訪問介護サービス又は介護予防訪問介護相当サービスの実施にあたり、ご利用者の事情、意向等に十分に配慮するものとします。
3. 訪問介護サービス又は介護予防訪問介護相当サービスの実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は、無償で使用させていただきます。また、訪問介護員が急を要す場合、事業所等に連絡する際の電話等も使用させていただきます。
4. 事業者は、訪問介護サービス又は介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録し、完結の日(ご利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとにその書類を使わなくなった日)から5年間保管するとともに、ご利用者又はご家族等からの申し出があった場合には、複写物の交付その他適切な方法によりその情報をご利用者又はそのご家族等に対して提供するものとします。

第10条(禁止行為)

訪問介護員は、ご利用者に対する訪問介護サービス又は介護予防訪問介護相当サービスの提供にあたって、以下の行為は行いません。

- (1) 医療行為
- (2) ご利用者もしくはそのご家族等からの金銭または高価な物品等の授受
- (3) ご利用者のご家族等に対する訪問介護サービス又は介護予防訪問介護相当サービスの提供
- (4) 飲酒及び喫煙
- (5) ご利用者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- (6) その他ご利用者もしくはそのご家族等に対する迷惑行為

第4章 サービス利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合のご利用者負担額は、原則として下記料金表のとおりです。なお、ご利用者負担額の負担割合につきましては、ご利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合が適用されます。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

第11条(料金表)

① 訪問介護サービス利用料(要介護1～5)

【基本報酬】	サービスに要する時間	介護報酬額	ご利用者負担額		
			1割	2割	3割
身体介護	20分以上30分未満 【身体介護1】	2,440円	244円	488円	732円
	30分以上1時間未満 【身体介護2】	3,870円	387円	774円	1,161円
生活援助	20分以上45分未満 【生活援助2】	1,790円	179円	358円	537円
	45分以上 【生活援助3】	2,200円	220円	440円	660円
身体・生活複合型	身体1に引き続き生活援助20分以上45分未満 【身体1生活1】	3,090円	309円	618円	927円
	身体1に引き続き生活援助45分以上70分未満 【身体1生活2】	3,740円	374円	748円	1,122円
	身体2に引き続き生活援助20分以上45分未満 【身体2生活1】	4,520円	452円	904円	1,356円

【 加 算 】	介護報酬額	ご利用者負担額			算定要件
		1割	2割	3割	
初 回 加 算	2,000円 (初回のみ)	200円 (初回のみ)	400円 (初回のみ)	600円 (初回のみ)	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合
緊急時訪問介護加算	1,000円 (1回)	100円 (1回)	200円 (1回)	300円 (1回)	利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図りケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	総介護報酬額 ×14.5%	総介護報酬額 ×14.5% ×1割	総介護報酬額 ×14.5% ×2割	総介護報酬額 ×14.5% ×3割	厚生労働大臣が定める基準に則した介護職員処遇改善計画書を作成し、加算の算定額に相当する賃金改善を実施するとともに、キャリアパス要件及び定量的要件を満たしている場合

② 訪問型独自サービス利用料(倉敷市総合事業)

【 基 本 報 酬 】	サービス利用回数	介護報酬額 (月額)	ご利用者負担額(月額)		
			1割	2割	3割
要 支 援 1・2 も し く は 事 業 対 象 者	週1回程度の利用	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
	週2回程度の利用	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
要 支 援 2	週3回以上の利用	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円
【 加 算 】	介護報酬額	ご利用者負担額			算定要件
		1割	2割	3割	
初 回 加 算	2,000円 (初回のみ)	200円 (初回のみ)	400円 (初回のみ)	600円 (初回のみ)	新規に介護予防訪問介護相当サービス計画を作成した利用者に対して、初回に実施日と同月内にサービス提供責任者が自ら介護予防訪問介護相当サービスを行う場合又は他の訪問介護員等が介護予防訪問介護相当サービスを行う際に同行訪問した場合
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	総介護報酬額 ×14.5%	総介護報酬額 ×14.5% ×1割	総介護報酬額 ×14.5% ×2割	総介護報酬額 ×14.5% ×3割	厚生労働大臣が定める基準に則した介護職員処遇改善計画書を作成し、加算の算定額に相当する賃金改善を実施するとともに、キャリアパス要件及び定量的要件を満たしている場合

※ 上記、訪問介護サービス利用料に関する注意事項

1. 訪問介護サービスにおける「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
2. 訪問介護サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。
3. 訪問介護サービスにおいて、2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご利用者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。(体重の重い方に対して入浴介助を行う場合等)

※ 上記、訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス利用料に関する注意事項

1. ご利用者が、まだ要介護認定又は要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)
償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
2. 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
3. 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合、サービス利用料金の内、支給限度額を超えた部分については、全額自己負担となります。

第12条(交通費)

交通費については、第3条の通常の事業実施地域にお住まいの方は、無料です。また、通常の事業実施地域を越えて行うサービスに要した交通費についても、ご利用者及びそのご家族に対して一切請求いたしません。

第13条(サービス利用料のお支払い方法)

サービス利用料につきましては、1ヶ月毎に計算し、毎月10日までに前月分の請求をさせていただきますので、月末日までに下記のいずれかの方法によりお支払いください。

- ① 現金支払い：当事業所の窓口にてお支払いください。
(ご集金にも伺わせていただきます。)
- ② 銀行振込：下記のいずれかの振込先へお振込ください。
(ただし、振込手数料は、ご利用者のご負担となります。)

玉島信用金庫 本店 (普通)
口座番号：0377116
<small>イリョウホウジン コウシカイ</small>
口座名義：医療法人 高志会
理事長 柴田 豊文

中国銀行 玉島支店 (普通)
口座番号：1761844
<small>イリョウホウジン コウシカイ</small>
口座名義：医療法人 高志会
理事長 柴田 豊文

第14条(利用の中止、変更等)

1. ご利用者の都合により訪問介護サービス又は介護予防訪問介護相当サービスの利用の中止又は変更をする場合は、サービスの実施日の前日の午後5時までに事業者へ申し出てください。
2. 訪問介護サービスの利用において、利用予定日の前日の5時までに申し出が無く、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。
ただし、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
なお、介護予防訪問介護相当サービスについては、利用料が月単位の定額制のため、取消し料は不要です。

訪問介護サービス利用予定日の前日の5時までに申し出があった場合	無 料
訪問介護サービス利用予定日の前日の5時までに申し出がなかった場合	当日利用料金の自己負担相当額

3. 訪問介護サービスの利用において、事業者は、サービス利用当日、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。その場合、事業者は所定のサービス利用料金を請求させていただきます。
4. 介護予防訪問介護相当サービスの利用において、当該サービスは、利用料が月単位の定額制のため、ご利用者の体調不良や状態の改善等により、介護予防訪問介護相当サービス計画に定めた期日よりもご利用が少なかった場合、又は多かった場合であっても、利用料金の日割りでの割引又は増額は、いたしません。

5. 第1項のサービス利用の変更等の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況によりご利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

第5章 緊急時等の対応

第15条(緊急時等の対応について)

ご利用者に対するサービスの提供中に、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにご利用者のご家族、主治医等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

第6章 事故発生時の対応

第16条(事故発生時の対応について)

1. ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご利用者のご家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業所、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 事故の状況及び事故に際してとった処置を記録するとともに、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
3. ご利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

第7章 相談・苦情の受付

第17条(相談・苦情の受付について)

- ① 当事業所の提供しているサービスに関するご相談・苦情は、下記窓口までお申し出下さい。

電 話 番 号	(086) 526-2969
窓 口 担 当 者	下 川 洋 子 (管理者兼サービス提供責任者)
受 付 時 間	月曜日～土曜日 (9:00～17:00) 《祝祭日及びお盆(8/13～8/15)、年末年始(12/31～1/3)は除きます》

- ② 行政機関その他の苦情・相談受付機関は下記のとおりです。

倉敷市役所 介護保険課	所 在 地	倉敷市西中新田640
	電話番号	(086) 426-3343
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、12/29～1/3を除く)
倉敷市役所 健康長寿課	所 在 地	倉敷市西中新田640
	電話番号	(086) 426-3417
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、12/29～1/3を除く)
浅口市役所 高齢者支援課	所 在 地	浅口市鴨方町鴨方2244-26
	電話番号	(0865) 44-7113
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、12/29～1/3を除く)
岡山県国民健康保険 団体連合会	所 在 地	岡山市北区桑田町17番5号
	電話番号	(086) 223-8811
	受付時間	午前8時30分～午後5時 (土・日曜日、祝日、12/29～1/3を除く)

第8章 サービスの終了

第18条(サービスの終了について)

次の場合にサービスは終了となります。

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出下さい。

ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

(2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。

その場合は、2ヶ月前までに文書で通知します。

(3) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合
- ・利用者の要介護状態区分が要支援又は自立となった場合
- ・利用者が死亡した場合

(4) その他

- ① 次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。
 - ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ・事業者が、守秘義務に反した場合
 - ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ・事業者が、倒産した場合
- ② その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。
- ③ 次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただくことがあります。
 - ・利用者の利用料等の支払いが2ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
 - ・利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

第9章 虐待防止

第19条(虐待防止について)

虐待は、高齢者の尊厳の保持や人格の尊厳に深刻な影響を及ぼすため、事業所は虐待防止のために必要な措置を講じます。

- ・ 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底
- ・ 虐待防止の為の指針の整備
- ・ 虐待防止の為の研修会を定期的実施
- ・ 虐待防止責任者の設置
- ・ 発見した場合は速やかに市町村に通報

■ 虐待防止担当者	訪問介護 介護福祉士	森岡 浩子
■ 虐待防止責任者	訪問介護 管理者	下川 洋子

第10章 感染症の予防及びまん延防止

第20条(感染症の予防及びまん延防止について)

事業所は感染症の発生と、まん延を防止するために必要な措置を講じます。

- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に一回以上開催し、その結果について事業所内で周知徹底
- ・ 感染症及びまん延の防止のための指針の整備
- ・ 感染症及びまん延の防止の為の研修会及び訓練を定期的実施

第11章 業務継続計画(BCP)

第21条(業務改善計画について)

感染症や非常災害の発生でもご利用者への居宅介護を継続的に実施するためと、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ・ 事業所内で業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施
- ・ 定期的に業務継続計画の見直しと変更

第12章 ハラスメント

第22条(ハラスメントについて)

事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりサービス従事者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

- ・ 性的な話しをする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
- ・ 特定のサービス従事者に嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
- ・ 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
- ・ サービス従事者の自宅の住所や電話番号を聞く
- ・ 長時間の電話、サービス従事者や事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等の、その他の行為

当事業者は、契約書及び重要事項説明書に基づいて、指定訪問介護サービス又は倉敷市総合事業における訪問型独自サービスの内容及び重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

(事業者)

所在地 岡山県倉敷市玉島乙島6108-1

事業者名 医療法人 高志会

代表者 理事長 柴田 豊文 印

(説明者)

事業所(所属) 柴田病院訪問介護事業所

氏名 下川 洋子 印

私は、契約書及び重要事項説明書に基づいて、指定訪問介護サービス又は倉敷市総合事業における訪問型独自サービスの内容及び重要事項の説明を受け、サービス提供開始に同意いたします。

令和 年 月 日

(利用者)

住所

氏名 印

(代筆者)【続柄： 〃】

住所

氏名 印

指定訪問介護サービス等 重要事項説明書

ご利用者

様

事業者

医療法人 高志会
柴田病院訪問介護事業所
